

運営部会内規

(目的と機能)

第1条 運営部会は、協会の事業運営を円滑に行う目的をもって次のことを行う。

- (1) 協会の運営に関する重要事項について、必要があれば理事会の前で予め審議する。
- (2) その他必要に応じて、会務に関する事項を審議する。

(構成)

第2条 運営部会は、下記の委員により構成する。

- (1) 運営部会委員および会長、副会長、専務理事をもって構成する。
- (2) 部会長は会長とする。
- (3) 運営部会委員は理事の中から理事会において選出する。
- (4) 運営部会委員の定数は、3名以上とする。

(開催)

第3条 運営部会は会長、運営部会委員、または理事会が必要と認めた時に開催する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

(その他)

第5条 運営部会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は、協会の事業上の必要な事項について、会長の相談に応じるものとする。原則として任期は1年とする。

第6条 運営部会が必要と認めた者および理事は審議に出席することができる。

(附則)

1. 本内規は理事会にて改定する。
2. 本内規は、2011年5月12日の理事会において承認。一般社団法人の登記日(2012年4月1日)から施行する。
3. 2017年11月15日の理事会において改訂された。
4. 2018年7月13日の理事会において改訂された。
5. 2022年3月15日の理事会において改訂された。